

○三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 31 日 告示第 75 号

三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、農地（地目が田又は畑をいう。以下同じ。）を管理する上で、労働負担が大きく経営上の課題となっている畦畔、法面等の管理作業の省力化を行い、耕作放棄地の発生防止、農地の維持を図るため、ラジコン草刈機又は法面草刈機を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成 16 年三次市規則第 65 号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ラジコン草刈機 次のアからウまでの要件を満たすもの

ア 送受信機を用い、無線で遠隔操作できるもの

イ 農地を管理する上で必要な畦畔、法面等の草刈りを主目的とするもの

ウ メーカーが製造し、一般に販売するもの

(2) 法面草刈機 次のアからウまでの要件を満たすもの

ア エンジン等の動力により自走するもの（乗用草刈機は除く。）

イ 農地を管理する上で必要な畦畔、法面等の草刈りを主目的とするもの

ウ メーカーが製造し、一般に販売するもの

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に居住し、市内の自己所有農地又は利用権設定を行っている農地において、現に農業経営を行っている者で、今後も継続して農産物を出荷・販売しようとするもの

(2) 個人にあっては世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等（以下「市税等」という。）を完納し、法人にあっては当該法人が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納しているもの

（補助金額等）

第4条 補助金額等は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）

は、三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。ただし、市長が添付書類により証明すべき事実関係を公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略することができる。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 営農計画書の写し又は農地の地名、地番、面積及び作物が確認できる書類

(4) 見積書等補助対象経費を確認できる資料

(5) 個人情報閲覧に関する同意書

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金交付決定）

第6条 市長は、前条の申請について内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金額を決定し、申請者に対して三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 申請者は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金変更承認申請書の提出があったときは、内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金額を変更し、三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助対象事業完了後速やかに、三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象事業に係る領収書又は納品書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告について内容を審査の上、補助金額を確定したときは、三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金額の確定について、必要に応じ現地において検査するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金額の確定を受けた者は、遅滞なく三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

(遵守事項)

第11条 申請者は、補助対象事業を完了した年度の翌年度から起算して3年以上は、農作物の栽培を継続しなければならない。

2 申請者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を整理し、補助対象事業完了年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 補助金交付の要件に違反した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金を受けた場合
- (3) 法定耐用年数（7年）を経過する日までの間に、当該ラジコン草刈機・法

面草刈機を処分したとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められる場合

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を命じる場合は、三次市ラジコン草刈機・法面草刈機導入支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第 8 号）により、補助金交付決定の取消しを通知するものとする。

（その他）

第 1 3 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

（告示失効後の経過措置）

3 第 1 1 条及び第 1 2 条の規定は、この告示失効後も、なおその効力を有する。
。

附 則（令和 8 年 6 月 19 日告示第 164 号）

この告示は、令和 8 年 6 月 1 9 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 8 年 8 月 19 日告示第 189 号）

この告示は、令和 8 年 8 月 1 9 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象	補助対象経費	対象要件	補助金額等
ラジコン 草刈機	ラジコン草刈機の導入に要した経費（他の補助金等の交付を受けている場合にあつては、交付を受けた補助金等の額を差し引いた額）	申請者が管理する市内の農地の登記面積の合計が300アール以上であること。	（補助率） 補助対象経費から、消費税及び地方消費税相当額を控除した額の3分の1以内とする。 補助金額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。 （補助上限額） 単年度50万円とする。
法面草刈機	法面草刈機の導入に要した経費（他の補助金等の交付を受けている場合にあつては、交付を受けた補助金等の額を差し引いた額）	申請者が管理する市内の農地の登記面積の合計が30アール以上であること。	（補助率） 補助対象経費から、消費税及び地方消費税相当額を控除した額の5分の1以内とする。 補助金額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。 （補助上限額） 単年度5万円とする。

備考

- 1 ラジコン草刈機及び法面草刈機は、新品のものに限る。
- 2 ラジコン草刈機及び法面草刈機の補助は、1経営体につき、それぞれ1台限りとする。ただし、法面草刈機の補助は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の農業経営改善計画の認定を受けている農業者及び同法第14条の4第1項の青年等就農計画の認定を受けている農業者は2台を上限とする。